⑸　電気事業法第２条の２の規定に基づく小売電気事業者として登録を受けている者であること。

⑹　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たした者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒704―8112 岡山県岡山市東区西大寺上三丁目４番70号　独立行政法人国立印刷局岡山工場総務部会計課契約担当　近藤　亜希　電話086―944―1224

メールアドレスok-accounting@npb.go.jp

⑵　電子入札システムのＵＲＬ

独立行政法人国立印刷局電子入札システム
https://www.npb.go.jp/ja/guide/finance/portal/index.html

⑶　競争参加申込期限　令和４年１月21日午後３時

⑷　審査書類の提出期限　令和４年１月21日午後３時

⑸　入札書の受領期限　令和４年１月31日午後４時

⑹　開札の日時及び場所　令和４年２月１日午後１時30分　独立行政法人国立印刷局岡山工場入札室

4　提出すべき書類

⑴　省CO_2化の要素を考慮する観点による基準に基づき算定した点数等報告書　１部

⑵　⑴の点数を算出するに当たり、根拠とした資料　１部

5　事前審査

４に示す書類を契約責任者が検討し、当法人が定める要件を満たすと判断した者を最終的に当該競争に参加させるものとする。

6　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

①　電子入札システムにより参加を希望する者は、２⑸に掲げる事項を証明する書類及び４に示す書類を作成し、３⑷の提出期限までに３⑵に示すＵＲＬに電子入札システムを利用して提出しなければならない。

なお、提出書類がシステムによりがたい場合は、３⑷の提出期限までに３⑴に示す提出場所に持参、メール又は郵送により提出すること。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、２⑸に掲げる事項を証明する書類及び４に示す書類を作成し、３⑷の提出期限までに３⑴に示す提出場所に持参、メール又は郵送により提出しなければならない。

なお、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において契約責任者から書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。書類に関し説明の義務を履行しない者の入札書は落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続における交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

7　Summary

⑴　Contracting entity : Naoyoshi Awa, Director, Okayama Plant, National Printing Bureau, Incorporated Administrative Agency.

⑵　Classification of the products to be procured : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in a water intake facility of Okayama Plant, National Printing Bureau, Incorporated Administrative Agency Contract 150kW. The estimated electricity about 1,866,600 kWh

⑷　Delivery period : From 1 April 2022 through 31 March 2025

⑸　Delivery place : Water intake facility of Okayama Plant

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Not come under Article 6―1 of the National Printing Bureau's regulation concerning the contract procedures. Furthermore, minors, Person under Conservatorship, and Person under Assistance, who have obtained the consent necessary for concluding a contract, may come under this qualification in cases involving special reasons within the said article.

②　Not come under Article 6―2 of the National Printing Bureau's regulation concerning the contract procedures.

③　Have Grade A or B in terms of the qualifications for participating in tenders for Sales by the National Printing Bureau, Incorporated Administrative Agency, in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.

④　Have registered in accordance with Article 2―2 of the Electricity Utilities Industry Law.

⑤　Fulfill the requirements mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2.

⑺　Time-limit for proposal of the tendering procedures : 3 : 00 P.M. 21 January 2022

⑻　Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 31 January 2022

⑼　Contact point for the notice : Aki Kondo, Accounting Division, General Affairs Department, Okayama Plant, National Printing Bureau, Incorporated Administrative Agency, 3―4―70 Saidaijikami, Higashi-ku, Okayama-shi, Okayama 704―8112 Japan TEL 086―944―1224

⑽　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding System
https://www.npb.go.jp/ja/guide/finance/portal/index.html

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年12月１日

独立行政法人国立科学博物館

契約担当役　経営管理部長　小新　敏充

◎調達機関番号　512　◎所在地番号　13

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　国立科学博物館筑波地区で使用する電気　契約電力1,000kW　予定使用電力量4,906,000kWh

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　契約期間　2022年４月１日から2023年３月31日

⑸　供給場所　国立科学博物館　筑波地区（茨城県つくば市天久保４－１－１）

⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電気料金単価）を根拠とし、あらかじめ当館が別途提示する月毎の契約電力及び予定使用電力に基づき算出した各月の対価の年間総価を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立科学博物館契約事務取扱規則第７条に該当しない者であること。

⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において令和３年度に関東・甲信越地域の「物品の製造」又は「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

⑶　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

⑷　契約担当役等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑸　電気事業法第３条の規定に基づき一般送配電事業の許可を得ている者又は電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。